

学会認定・自己血輸血責任医師認定更新のご案内

2014年 3月 11日

2019年 3月 14日（改訂）

学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会
会長 脇本 信博

学会認定・自己血輸血責任医師は5年ごとに更新ください。

1. 貯血式自己血輸血管理体制加算の算定可能な施設条件

- 日本自己血輸血学会 貯血式自己血輸血実施指針（2014）を遵守していること。
- 学会認定・自己血輸血責任医師と学会認定・自己血輸血看護師が存在していること。

2. 自己血輸血責任更新時の申請資格・申請方法

重要な注意：

施設内に現在活動している学会認定・自己血輸血看護師がいない場合には、申し込ただけでも学会認定・自己血輸血責任医師として認定できません。学会認定・自己血輸血看護師の存在を確認後に申し込みください。

1) 申請資格

- 日本自己血輸血学会または日本輸血・細胞治療学会の会員であること。
- 施設に常勤の学会認定・自己血輸血看護師が1名以上配置されていること。
- 責任医師および該当する自己血輸血看護師ともに当該年度までの年会費（当該年度含む）を完納していること（文末の注1参照）。
- 下記の4種セミナー・学術総会のうち、いずれかに**2回以上参加し、受講証明書あるいは学術総会参加証のいずれかを2部以上保有すること（認定期間中のものに限る）。**
 - (1) 日本自己血輸血学会教育セミナーまたは学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会指定セミナー
 - (2) 日本自己血輸血学会学術総会または日本輸血・細胞治療学会学術総会（秋季シンポジウムを含む）（文末の注2参照）
- 受講証明書あるいは学術総会参加証の代用としての論文
認定期間中に筆頭著者としての自己血輸血関係の論文（原著論文・症例報告・総説・その他）が日本自己血輸血学会会誌「自己血輸血」あるいは「日本輸血細胞治療学会誌」など査読によって論文の採否を決めている学会誌に掲載され別刷を提出する場合は、上記の受講証明書あるいは学術総会参加証の代用とすることができる。
論文が2編以上ある場合は受講証明書または学術総会参加証は不要。
- 自己血輸血の適応を決定していること。
- 自己血採血日の患者の全身状態チェックと採血の可否を決定していること（学会認定・自己血輸血責任医師から指導を受ける医師が行ってもよい）。
- 貯血式自己血輸血に関する全般的な事項（採血方法・合併症対策・保管管理・返血・エリスロポエチンの適応など）を管理していること。

2) 申請方法

- 別掲の「責任医師認定更新申請書・様式 3-5 (新設)」(文末の注 3 参照)
電子入力したワードを添付文書としてメール送信ください。
- **更新登録申請料 10,000 円** (作成実費・郵送料)
学会認定・自己血輸血責任医師申請者は申請料を下記の**医師の看護師制度協議会口座へ振込**んでください (文末の注 4 参照)。
- 「責任医師認定更新申請書・様式 3-6～3-8」 ←従来のものを一部変更
10,000 円の振込み用紙控え (ご利用明細書) とともに「医師看護師制度事務局」へ**レターパックライト (360 円)**で郵送ください。
レターパックプラス (510 円)、普通郵便、書留での郵送は不可とします。
「様式 3-5」および「様式 3-6～3-8」は下記の URL からダウンロード可能です。
<http://www.jsat.jp/jsat_web/down_load/gakkainintei.html>
- 書類審査の上、審査合格者には概ね 1～2 週間以内に「学会認定・自己血輸血責任医師認定証」を申請医師宛に郵送します (認定更新時期に間に合うように郵送します) (文末の注 5 参照)。
- 振込費用は申請者が負担ください。また、領収書は発行しませんので振込用紙控え (ご利用明細書) を代用ください。
- 一旦お振込みいただいた登録料は返金しません。ご了承ください。

書類提出先・質問問い合わせ先 (事務局移動) (文末の注 6 参照)

電話でのお問い合わせは可能な限りご遠慮願います

(事務局員 1 名で不在なことが多いため)

〒114-0022 東京都北区王子本町 1-24-7-102

日本自己血輸血学会事務局内

医師看護師認定協議会 事務局

会長：脇本信博

E-mail : info@jsat.jp.

Tel : 03-6454-3307 Fax : 03-6454-3307

振込口座：医師看護師協議会口座 (口座名変更) (文末の注 4 参照)

銀行名：三菱東京 UFJ 銀行

店名：王子 (ウヅ) 支店 (店番 175)

口座：普通

口座番号：0106265

口座名：「医師看護師協議会 代表 脇本 信博 (イカノシキョウカイ ワキモ ノブヒロ)」

注意：振込時は申請者の氏名のみ記載ください。

日本自己血輸血学会口座と違うのでご注意ください。

提出物

- 様式 3-5 認定更新申請書：ワードに限る、メール送信のみ
- 様式 3-6～3-8 と申請料 10,000 円の振込み用紙控え：スキャンデータをレターパックライト (360 円) で郵送
- 論文提出者：論文別刷りをレターパックライト (360 円) で郵送

次頁の注 1～注 6 も熟読お願いします。

注1：年会費について

責任医師および様式 3-5 記載の自己血輸血看護師ともに当該年度までの年会費（当該年度含む）の年会費の完納が必要です。

日本自己血輸血学会は1月1日から、日本輸血・細胞治療学会は4月1日から新年度が開始します。

・2020年1月に申請される方

日本自己血輸血学会会員は2020年度までの年会費完納が必要

日本輸血・細胞治療学会会員は2019年度までの年会費完納が必要

・2020年4月～12月に申請される方

両学会会員ともに2020年度までの年会費完納が必要

なお、日本自己血輸血学会の2019年度（2019年1月～12月）の年会費請求は3月13日に発送しました。2020年度以降の日本自己血輸血学会年会費の請求は前年度の12月に発送します。

注2：学術総会参加証

日本輸血・細胞治療学会発行の参加証明書は今後2年間は可としますが、それ以降は学術総会の参加証の写しを提出ください（参加証は氏名欄、認定証欄、領収欄のすべてがそろっているものだけ認めます）。

なお、2-3年後には学術総会参加に関する申請資格を変更する予定です。

注3：様式 3-5 認定更新申請書（新設）

すでに2019年3月までに様式 3-1 をご提出いただいた方も、お手数ですが、様式 3-5 に電子入力いただきメール送信をお願いします。

注4：認定更新申請料

更新登録料 10,000 円に変更しています。

すでに3,000円あるいは5,000円をお振込みの方は差額のみ「王子支店口座」へお振込みください。

以前ご案内していた本店口座は現在有効ですが3月中には閉鎖します。本店口座へのお振込みは避けてください。

注5：申請書類提出時期

2019年中はセミナーや学術総会参加などの点で不備があっても、認定証を発行します（セミナーや学術総会の追加参加を条件としますが）。

1) 責任医師認定期限が2019年3月31日または4月1日の方

すでにご提出いただいた方は、多少の書類不備（セミナー受講証明書や学術総会参加証が1つだけ）や入金不足などの不備があっても、とりあえず3月22日(金)までに認定証を郵送します。不備がある場合には当方からお知らせしますので3月中には追加のメール送信や追加の郵送をお願いします。

今後提出される方も、多少の不備があっても、急ぎ3月20日(水)までに提出ください。

3月27日(水)までには認定証を郵送します。

2) 責任医師認定期限が2019年5月1日以降の方

当該月（期限の前月）の5日～15日の間に様式 3-5 のメール送信および他の申請書類の郵送をお願いします（書類整理上、混乱による遺失を避けるためご協力ください）。

当該月（期限の前月）の24-26日には認定証を郵送します。

注6：医師看護師協議会事務局移動について

日本自己血輸血学会ホームページではすでにお知らせしておりますが、医師看護師協議会事務局は2018年9月3日に杏林舎から王子の日本自己血輸血学会事務局へ移転しております。ご注意お願いいたします。